

岩手県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づいて行った事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

。

令和2年2月28日

岩手県監査委員 軽石 義則

岩手県監査委員 神崎 浩之

岩手県監査委員 寺沢 剛

岩手県監査委員 沼田 由子

令和元年度行政監査結果報告書

「公の施設の安全管理について」

令和2年2月

岩手県監査委員

目 次

第1	行政監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の対象	1
5	監査の実施方法	4
第2	監査の結果	5
1	公の施設の概要	5
2	監査の結果	5
(1)	安全点検の状況について	5
(2)	利用者の安全対策の状況について	6
(3)	災害発生時の対応マニュアルの状況について	10
(4)	防災訓練等の状況について	11
(5)	安全管理状況の共有について	12
(6)	公の施設の安全管理に係る指定管理者制度の状況について	13
第3	監査意見	14
1	全体の評価	15
2	意見	15
(1)	公の施設の安全点検について	15
(2)	公の施設の利用者の安全対策について	15
(3)	災害発生時の対応マニュアルについて	16
(4)	防災訓練等の実施について	16
(5)	安全管理状況の共有について	17
(6)	「危機管理に関する事項」の記載について	17
【表20】	「第2 監査の結果」－「2 監査の結果」全体の状況	18
参考資料		20

第1 行政監査の概要

1 監査のテーマ

公の施設の安全管理について

2 監査の目的

本県の県有施設においては、平成23年3月に発生した東日本大震災津波（以下「震災津波」という。）を教訓として安全対策が進められているところであるが、震災津波以後も台風等の自然災害による大きな被害が発生しており、不特定多数の県民の利用に供される公の施設については、利用者の安全性の確保と適切な管理が求められている。

また、本県では県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため公の施設を設置するとともに、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として、指定管理者制度を導入している。

そこで、公の施設において利用者に対する安全対策が適切に講じられ、適切な安全管理体制の下で施設運営が行われているか、指定管理者制度が導入されている施設については安全管理状況が所管室課等と指定管理者との間で共有されているか等を検証し、今後の適切な安全管理に資することを目的として行政監査を実施した。

3 監査の着眼点

- (1) 公の施設の安全点検が適切に行われているか。
- (2) 公の施設の利用者の安全対策が適切に講じられているか。
- (3) 公の施設における災害発生時の対応マニュアル等が適切に作成されているか。
- (4) 公の施設の防災訓練等が適切に実施されているか。
- (5) 公の施設に指定管理者制度が導入されている場合、これらの安全管理状況が所管室課等と指定管理者との間で適切に共有されているか。
- (6) 公の施設の安全管理に係る指定管理者制度は適切に運用されているか。

4 監査の対象

(1) 対象とする事務

公の施設における安全管理に係る事務を対象とした。

公の施設の範囲については、原則として岩手県知事部局行政組織規則（平成13年規則第46号）第75条に規定する施設（震災津波の影響により監査対象期間中に休止していたものを除く。）及び指定管理者制度を採っている施設を対象とした。

なお、指定管理者制度を採っている公の施設のうち、県営住宅と特定公共賃貸住宅については個人の住宅であり本行政監査の目的である公の施設の利用者の安全管理という考え方に当てはまらないことから、対象から除外した。また、県立図書館については維持管理業務と運営業務を分割して別個に指定管理者制度を採っていることから、本行政監査の目的である利用者の安全管理に係る業務を担当する運営業務部分を対象とした（表1のとおり）。

【表1】対象とする公の施設

No.	公の施設	県所管室課等	指定管理者
1	県立総合防災センター	総務部総合防災室	(公財)岩手県消防協会
2	平庭高原体験学習館(森のこだま館)	政策地域部地域振興室	(株)岩手くずまきワイン
3	平庭高原自然交流館(しらかばの湯)	政策地域部地域振興室	平庭観光開発(株)
4	県公会堂	文化スポーツ部文化振興課	第一商事(株)、(学)龍澤学園、(株)アイ・ビー・シー・開発センター、(株)総合企画新和グループ
5	県民会館	文化スポーツ部文化振興課	(公財)岩手県文化振興事業団
6	県営屋内温水プール	文化スポーツ部スポーツ振興課	セントラルスポーツ(株)、(株)盛岡総合ビルメンテナンスグループ
7	県勤労身体障がい者体育館	文化スポーツ部スポーツ振興課	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
8	県営運動公園	文化スポーツ部スポーツ振興課	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
9	県営体育館	文化スポーツ部スポーツ振興課	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
10	県営武道館	文化スポーツ部スポーツ振興課	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
11	県営野球場	文化スポーツ部スポーツ振興課	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
12	県営スケート場	文化スポーツ部スポーツ振興課	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
13	御所湖広域公園(艇庫)	文化スポーツ部スポーツ振興課	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
14	県民活動交流センター	環境生活部若者女性協働推進室	“結(ゆい)グループ”((株)NTTファンリテーズ、(株)東北博報堂、鹿島建物総合管理(株)、(一社)岩手県ビルメンテナンス協会、岩手県ビル管理事業(協))
15	いわてリハビリテーションセンター	保健福祉部医療政策室	(公財)いわてリハビリテーションセンター
16	県立福祉の里センター	保健福祉部地域福祉課	(社福)大洋会
17	県立視聴覚障がい者情報センター	保健福祉部障がい保健福祉課	“結(ゆい)グループ”((株)NTTファンリテーズ、(株)東北博報堂、鹿島建物総合管理(株)、(一社)岩手県ビルメンテナンス協会、岩手県ビル管理事業(協))
18	ふれあいランド岩手	保健福祉部障がい保健福祉課	(社福)岩手県社会福祉協議会
19	県立療育センター	保健福祉部障がい保健福祉課	(社福)岩手県社会福祉事業団
20	いわて子どもの森	保健福祉部子ども子育て支援課	(社福)岩手県社会福祉事業団
21	岩手産業文化センター	商工労働観光部産業経済交流課	岩手県ビル管理事業(協)、(株)JT共同事業体
22	県立緑化センター	農林水産部森林整備課	特定非営利活動法人緑の相談室
23	県民の森	農林水産部森林保全課	(公社)岩手県緑化推進委員会
24	県滝沢森林公園	農林水産部森林保全課	KOIWAI
25	県千貫石森林公園	農林水産部森林保全課	(有)小沢興業
26	県大窪山森林公園	農林水産部森林保全課	大江田河内自治会
27	県折爪岳森林公園	農林水産部森林保全課	二戸市
28	県立水産科学館	農林水産部水産振興課	宮古市
29	種市漁港海岸休養施設	農林水産部漁港漁村課	洋野町
30	農業ふれあい公園	農林水産部農業研究センター	※県直営
31	花きセンター	農林水産部農業大学校	※県直営
32	県立花巻広域公園	県土整備部都市計画課	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
33	県立御所湖広域公園	県土整備部都市計画課	KOIWAI
34	リアスハーバー宮古	県土整備部港湾課	特定非営利活動法人いわてマリンフィールド
35	宮古港フェリーターミナル	県土整備部港湾課	宮古市
36	県立図書館(運営業務)	教育委員会事務局生涯学習文化財課	(株)図書館流通センター
37	県立博物館	教育委員会事務局生涯学習文化財課	(公財)岩手県文化振興事業団
38	県立美術館	教育委員会事務局生涯学習文化財課	(公財)岩手県文化振興事業団
39	県立県南青少年の家	教育委員会事務局生涯学習文化財課	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
40	県立陸中海岸青少年の家	教育委員会事務局生涯学習文化財課	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
41	県立県北青少年の家	教育委員会事務局生涯学習文化財課	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
42	県営スキージャンプ場	文化スポーツ部スポーツ振興課	八幡平市
43	県立岩洞湖家族旅行村	商工労働観光部観光課	盛岡市
44	種市漁港レクリエーション施設、駐車場及び漁港環境整備施設	農林水産部漁港漁村課	洋野町
45	県営内丸駐車場	県土整備部県土整備企画室	※県直営
46	内丸緑地	県土整備部都市計画課	特定非営利活動法人緑の相談室
47	柳之御所史跡公園	教育委員会事務局生涯学習文化財課	※県直営

No.	主な建物(延べ床面積)
1	総合防災センター(約880㎡) 消火訓練棟(約20㎡)
2	平庭高原体験学習館(約670㎡)
3	平庭高原自然交流館(約660㎡)
4	公会堂(約3570㎡)
5	県民会館(約18,570㎡)
6	プール(約6,010㎡) ボイラー室(約130㎡) 倉庫等(約100㎡)
7	体育館(約1,270㎡)
8	陸上競技場(約2,700㎡) 同バックスタンド(約1,430㎡) 運動公園管理事務所(約510㎡) クラブハウス(約340㎡) サッカー・ラグビー場更衣室(約340㎡) ボルダリングルーム(約190㎡) 交通公園管理事務所(約360㎡)
9	体育館(約6,340㎡)
10	大道場棟(約6,480㎡) 弓道場棟(約1,090㎡)
11	メインスタンド(約6,060㎡)
12	管理棟(約1,780㎡) 機械棟(約450㎡) 食堂棟(約660㎡)
13	御所湖艇庫(約1,220㎡)
14	いわて県民情報交流センター(約45,880㎡) ※アイーナ全体の延べ床面積
15	いわてリハビリテーションセンター(約8,290㎡)
16	福祉の里センター(約2,990㎡)
17	2階部分(約60㎡) 4階部分(約1,320㎡)
18	ふれあいランド岩手(約8,480㎡)
19	県立療育センター(約12,640㎡)
20	管理研修棟(約2,840㎡) 遊び創作棟(約2,960㎡) 宿泊棟(約520㎡)
21	本棟(アリーナ)(約11,750㎡) 会議場(約4,340㎡) 附属展示場(サービス棟)(約2,810㎡)
22	林業展示館(約540㎡) 緑化木流通施設(屋内)(約190㎡) 研修用ガラス室(約70㎡)
23	森林ふれあい学習館フォレストアイ(約1,300㎡) 木材工芸センター(約240㎡)
24	ネイチャーセンター(約330㎡)
25	もりの学び舎(約360㎡)
26	もりの学び舎(約290㎡)
27	もりの学び舎(約320㎡)
28	水産科学館(約1,530㎡)
29	シーサイドハウス(約500㎡)
30	農業科学博物館(約1,550㎡) 加工工房(約310㎡)
31	管理棟(約430㎡) 研修施設棟(約780㎡) 花の館温室(約1,040㎡) 展示温室(約460㎡)
32	管理棟(約430㎡) テニス管理棟(約170㎡) レストハウス(約620㎡) クラブハウス(約480㎡)
33	公園管理事務所(約360㎡) ファミリーランド管理棟(約300㎡) 町場地区園地センターハウス(約250㎡) 南部曲り家(約260㎡)
34	管理棟(約310㎡) 艇庫(約420㎡)
35	フェリーターミナル(約2,160㎡)
36	図書館部分(約10,590㎡)
37	博物館(約12,050㎡)
38	美術館(約13,000㎡)
39	管理棟(約2,400㎡) 体育館(約790㎡) 宿泊棟(約910㎡) キャビン(約300㎡)
40	本館(約2,980㎡) 体育館(約700㎡)
41	管理研修棟(約2,370㎡) 宿泊棟(約1,160㎡) スケート場(約3,900㎡)
42	倉庫(約100㎡)
43	東側湖畔管理棟(約160㎡) サニタリーハウス(約110㎡)
44	※建物無し
45	※建物無し
46	※建物無し
47	※建物無し

(2) 対象期間

平成 30 年度を対象期間とした。

(3) 対象機関

次のア及びイの合計である 23 室課等を対象とした。

ア 公の施設を所管する次の 22 室課等

【表 2】公の施設の所管室課等

部局等	対象機関
総務部	総合防災室
政策地域部	地域振興室
文化スポーツ部	文化振興課、スポーツ振興課
環境生活部	若者女性協働推進室
保健福祉部	地域福祉課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援課、医療政策室
商工労働観光部	産業経済交流課、観光課
農林水産部	森林整備課、森林保全課、水産振興課、漁港漁村課、農業研究センター、農業大学校
県土整備部	県土整備企画室、都市計画課、建築住宅課、港湾課
教育委員会	生涯学習文化財課

イ 公の施設の指定管理者制度を所管する総務部管財課

5 監査の実施方法

(1) 所管室課等の監査

ア 監査調書

監査対象機関に対して監査調書の作成を求めた。監査調書は、公の施設を指定管理させている所管室課、公の施設を直接管理している所管室課等及び指定管理者制度所管課ごとに、その態様に沿った内容とした。

イ 予備監査

比較的規模が大きく不特定多数の県民が利用する次の公の施設を選定し、それらの施設の所管課に対して監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

【表 3】予備監査対象所管課

所管課	選定公の施設
文化スポーツ部文化振興課	県民会館、県公会堂
文化スポーツ部文化振興課	県営屋内温水プール
保健福祉部障がい保健福祉課	ふれあいランド岩手
教育委員会事務局生涯学習文化財課	県立図書館（運營業務）、県立博物館、県立美術館

ウ 本監査

予備監査の対象とした所管課については、監査委員による本監査を実施した。

(2) 指定管理者の調査

ア 書面調査

公の施設の指定管理者（表1のとおり）に対して調査表の提出を求めた。

イ 実地調査

公の施設を表4のとおり選定し、それらの施設の指定管理者に対して監査委員事務局職員による実地調査を実施した。

【表4】実地調査対象指定管理者

選定公の施設	指定管理者
県公会堂	第一商事（株）、（学）龍澤学館、（株）アイ・ビー・シー・開発センター、（株）総合企画新和グループ
県民会館、県立博物館及び県立美術館	（公財）岩手県文化振興事業団
県営屋内温水プール	セントラルスポーツ（株）、（株）盛岡総合ビルメンテナンスグループ
ふれあいランド岩手	（社福）岩手県社会福祉協議会
県立図書館（運營業務）	（株）図書館流通センター

第2 監査の結果

1 公の施設の概要

今回監査対象とした公の施設の名称、所管室課等、指定管理者及び主な建物の概要は、表1のとおりであった。

2 監査の結果

監査の結果は以下のとおりであった。（全体の状況は巻末表20のとおり。）

なお、各項目の集計に当たっては、公の施設に利用者が利用する建物があるか否かが安全管理の必要性等に関係することから建物の有無に着目し、No.1 県立総合防災センターからNo.41 県立県北青少年の家までの施設を「建物がある施設」に、No.42 県営スキージャンプ場からNo.47 柳之御所史跡公園までの施設を、建物がない又は建物があっても倉庫、管理棟等小規模で利用者の安全管理に直接関わらない建物であるため、「建物がない施設」にそれぞれ分類した。

(1) 安全点検の状況について

公の施設の安全点検については、国土交通省が作成した「建築物点検マニュアル」（以下「国土交通省点検マニュアル」という。）においてチェックリスト形式の点検マニュアルを定めている点、総務部管財課が作成した「県公共施設等総合管理計画」において統一的な基準の下で点検、確認に取り組むこととされている点等に見られるように、点検すべき項目を定めたチェックシート等を用いて日常点検を行うことは施設の維持管理のみならず利用者の安全性の確保においても重要と考えられる。

そこで、日常的な安全点検（法定点検を除く。）の有無及び点検に用いるチェックシート

の有無の状況を調査したところ、次のとおりであった。

【表5】安全点検の状況

(施設、%)

施設区分	項目	日常点検有		日常点検無	合計
		チェックシート有	チェックシート無	チェックシート無	
建物がある施設		28 (60%)	12 (26%)	1 (2%)	41 (87%)
建物がない施設		1 (2%)	4 (9%)	1 (2%)	6 (13%)
合計		29 (62%)	16 (34%)	2 (4%)	47 (100%)

表5のとおり、日常点検はほとんどの施設で実施していたが、チェックシートの有無に着目すると全施設の約4割の施設ではチェックシートを作成していなかった。なお、日常点検を実施していない施設は2施設であった。

日常点検を実施していない理由については、建物が小さく通常業務中の目視点検で足りるため等の理由が見られた。しかし、これらの理由により日常点検を行っていないことについては疑問がある。

(2) 利用者の安全対策の状況について

ア 利用者の安全対策の状況

公の施設の安全対策については、東京消防庁が作成した「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」(以下「東京消防庁ハンドブック」という。)において家具等の転倒防止、ガラスの飛散防止、家具の転倒等で扉の開閉が妨げられないような措置、家具類の天板上からの物の落下防止等が求められている点等に見られるように、施設内で所要の安全対策を講じることは利用者の安全性の確保に直結する重要な事項と考えられる。

そこで、(ア)から(オ)までの項目について、利用者の安全対策の状況を調査した。

(ア) 備品、展示物等の転倒等により利用者に被害が発生しないようにする対策

東京消防庁ハンドブックにおいて家具等の転倒防止等が求められている。そこで、公の施設の備品、展示物等が転倒すること等により利用者に被害が発生しないようにする対策の状況を調査したところ、次のとおりであった。

【表6】備品、展示物等の転倒により利用者に被害が発生しないようにする対策

(施設、%)

施設区分	項目	該当備品等有		該当備品等無	合計
		対策済	未対策		
建物がある施設		22 (47%)	6 (13%)	13 (28%)	41 (87%)
建物がない施設		1 (2%)	0 (0%)	5 (11%)	6 (13%)
合計		23 (49%)	6 (13%)	18 (38%)	47 (100%)

備考1 表頭項目「未対策」には、該当箇所全て未対策とする回答と一部未対策とする回答を合算した。表7～表9でも同じ。

備考2 表頭項目「対策済」には、多くの施設が入居する複合施設内の公の施設であって複合施設管理者が対策を講じているものを含む。

表6のとおり、該当する備品等がない施設もあるが、全施設の約5割の施設は対策済であった。一方で未対策の施設は6施設あり、その理由については、日常点検で安全を

確認しているため、予算的な事情のため、震災津波の際にも転倒等が発生しなかったため等の理由が見られたが、これらの理由により対策を講じていないことについては疑問がある。

(イ) 扉、窓等のガラス飛散防止対策

東京消防庁ハンドブックにおいてガラスの飛散防止等が求められている。そこで、公の施設の扉、窓等のガラスが飛散しないようにする対策の状況を調査したところ、次のとおりであった。

【表 7】 扉、窓等のガラス飛散防止対策 (施設、%)

施設区分	項目	該当ガラス等有		該当ガラス等無	合 計
		対策済	未対策		
建物がある施設		19 (40%)	22 (47%)	0 (0%)	41 (87%)
建物がない施設		1 (2%)	1 (2%)	4 (9%)	6 (13%)
合 計		20 (43%)	23 (49%)	4 (9%)	47 (100%)

備考 表頭項目「対策済」には、多くの施設が入居する複合施設内の公の施設であって複合施設管理者が対策を講じているものを含む。

表 7 のとおり、該当するガラス等がない施設もあるが、全施設の約 4 割の施設は対策済であった。一方で未対策の施設は 23 施設あり、その理由については、予算的な事情のため、ガラスに係る対策の必要性を認識していなかったため、日常点検で安全を確認しているため等の理由が見られた。しかし、これらの理由により対策を講じていないことについては疑問がある。

なお、施設が文化財であり対策を講じることが困難との理由があつたが、そのような施設は直ちに対策を講じることが困難と認められるものの多くの利用者に利用されていることから、今後も対策を講じる必要がないと断言できるのか疑問がある。

(ウ) 扉の開閉方向の確認状況

東京消防庁ハンドブックにおいて家具の転倒等で扉の開閉が妨げられないようにする措置等が求められている。そこで、公の施設の各所の扉について、扉の開閉方向の確認状況を調査したところ、次のとおりであった。

【表 8】 扉の開閉方向の確認状況 (施設、%)

施設区分	項目	該当扉有		該当扉無	合 計
		対策済	未対策		
建物がある施設		35 (74%)	3 (6%)	3 (6%)	41 (87%)
建物がない施設		3 (6%)	0 (0%)	3 (6%)	6 (13%)
合 計		38 (81%)	3 (6%)	6 (13%)	47 (100%)

表 8 のとおり、該当する扉がない施設もあるが、全施設の約 8 割の施設は確認済であった。一方で未確認の施設は 3 施設あり、その理由については、該当する扉があるエリアの利用者は一部に限られるため、扉の開閉方向に係る確認の必要性を認識していなかったため等の理由が見られた。しかし、これらの理由により対策を講じていないことに

については疑問がある。

(エ) キャビネット等からの重量物の落下防止対策

東京消防庁ハンドブックにおいて家具類の天板上からの物の落下防止等が求められている。そこで、公の施設のキャビネット等から重量物が落下しないようにする対策の状況を調査したところ次のとおりであり、該当重量物のある施設は全て対策済であった。

【表 9】 キャビネット等からの重量物の落下防止対策 (施設、%)

施設区分	該当重量物有		該当重量物無	合 計
	対策済	未対策		
建物がある施設	21 (45%)	0 (0%)	20 (43%)	41 (87%)
建物がない施設	0 (0%)	0 (0%)	6 (13%)	6 (13%)
合 計	21 (45%)	0 (0%)	26 (55%)	47 (100%)

(オ) その他の安全対策

上記(ア)～(エ)の他に公の施設で講じている安全対策の状況を調査したところ、次のとおりであった。

【表 10】 その他の安全対策 (施設、%)

施設区分	項目	対策 有	対策 無	合 計
建物がある施設		30 (64%)	11 (23%)	41 (87%)
建物がない施設		1 (2%)	5 (11%)	6 (13%)
合 計		31 (66%)	16 (34%)	47 (100%)

表 10 のとおり、全施設の約 7 割の施設は(ア)～(エ)の他にも安全対策を講じており、その内容は各種注意表示、車両進入防止対策、野生動物による危害防止対策等であった。

なお、安全に関わる事案が発生したにもかかわらず監視カメラが故障していた事例及び監視カメラの画質が状況確認のためには不十分であった事例が見られたが、いずれの事例もその後監視カメラは改修されている。

イ 利用者数の把握の状況

公の施設の利用者数の把握については、総務省消防庁が作成した「大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン」(以下「消防庁ガイドライン」という。)において従業員、利用者を含む全ての在館者を対象として消防計画を作成すること、定員管理に関し在館者の状況について常時確認することとされている点等に見られるように、通常時やピーク時の利用者数の情報は災害時の利用者の安全性の確保において重要な情報と考えられる。そこで、利用者数及び利用者が最も多いピーク日の人数の把握状況を調査したところ、次のとおりであった。

【表 11】 公の施設の利用者数の把握 (施設、%)

施設区分	利用者数の把握 有		利用者数の把握 無	合 計
	ピーク日人数の把握 有	ピーク日人数の把握 無	ピーク日人数の把握 無	
建物がある施設	34 (72%)	6 (13%)	1 (2%)	41 (87%)
建物がない施設	1 (2%)	3 (6%)	2 (4%)	6 (13%)
合 計	35 (74%)	9 (19%)	3 (6%)	47 (100%)

表 11 のとおり、全施設の約 7 割の施設は利用者数及びピーク日の人数をいずれも把握していたが、ピーク日の人数に着目すると約 2 割の施設は把握していなかった。なお、利用者数、ピーク日の人数ともに把握していない施設は 3 施設であった。そのうち建物がない 2 施設は開けた公園であるため又は駐車場であり利用台数を把握しているため施設の性格に鑑みて問題ないと考えられる。したがって、適切でないと考えられる施設は 1 施設である。

利用者数を把握していない又はピーク日の人数を把握していない理由については、見学者等もおり利用者数の把握が困難であるため、貸しイベントスペースであり利用者総数のみ把握しているため等の理由が見られたが、これらの理由により利用者数等を把握していないことについては疑問がある。

ウ 避難路の状況

公の施設の避難路の設定と職員への周知については、総務部管財課が作成した「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインの運用について」（以下「管財課運用通知」という。）において危機管理体制の構築として避難誘導について定めている点、危機対応マニュアルの内容として避難誘導について定めている点等に見られるように、避難路の設定と職員への周知は災害時の利用者の安全性の確保において重要と考えられる。

そこで、(ア)及び(イ)の項目について、避難路の状況を調査した。

(ア) 避難路設定の有無

管財課運用通知において避難誘導について定めていることから、公の施設の避難路の設定の状況を調査したところ次のとおりであった。

【表 12】 避難路設定の有無 (施設、%)

施設区分	項目	設定 有	設定 無	合 計
建物がある施設		39 (83%)	2 (4%)	41 (87%)
建物がない施設		3 (6%)	3 (6%)	6 (13%)
合 計		42 (89%)	5 (11%)	47 (100%)

表 12 のとおり、全施設の約 9 割の施設は避難路を設定していたが、避難路を設定していない施設が 5 施設あった。そのうち建物がない 3 施設は開けた公園等であるため施設の性格に鑑みて問題ないと考えられる。したがって、適切でないと考えられる施設は 2 施設である。

避難路等を設定していない理由については、これまで指摘を受けたことがないため等の理由が見られたが、これらの理由により避難路を設定していないことについては疑問がある。

(イ) 避難路の職員への周知状況

上記の(ア)で避難路設定ありとしている42施設について、避難路の職員への周知状況を調査したところ次のとおりであった。

【表13】 避難路の職員への周知状況 (施設、%)

施設区分	項目	周知している				周知していない
		マニュアルで	職員会議で	防災訓練で	その他	
建物がある施設		13 (31%)	4 (10%)	27 (64%)	7 (17%)	2 (5%)
建物がない施設		1 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (2%)	0 (0%)
合計		14 (33%)	4 (10%)	27 (64%)	9 (21%)	2 (5%)

備考1 割合は避難路を設定している42施設を分母として計算している。

備考2 複数の周知方法の回答があった公の施設があったため、回答数と公の施設数は一致しない。

表13のとおり、ほとんどの施設は何らかの方法で避難路を職員に周知していたが、周知していない施設が2施設あった。

周知していない理由については、建物内に表示しているため、建物が小さく目視で判断できるため等の理由が見られたが、これらの理由により避難路を職員に周知していないことについては疑問がある。

(3) 災害発生時の対応マニュアルの状況について

公の施設の災害発生時の対応マニュアルについては、管財課運用通知において事前対策としてのマニュアル整備、応急対策としてのマニュアルに基づく行動、事後対策としてのマニュアル見直しについて定めている点等に見られるように、マニュアルは災害時の利用者の安全性の確保の基本となる重要なものと考えられる。

そこで、ア及びイの項目について、対応マニュアルの状況を調査した。

ア 対応マニュアルの有無

管財課運用通知においてマニュアル整備について定めていることから、公の施設で災害が発生した際の対応マニュアルの状況を調査したところ次のとおりであった。

【表14】 対応マニュアルの有無 (施設、%)

施設区分	項目	対応マニュアル 有	対応マニュアル 無	合計
建物がある施設		38 (81%)	3 (6%)	41 (87%)
建物がない施設		3 (6%)	3 (6%)	6 (13%)
合計		41 (87%)	6 (13%)	47 (100%)

表14のとおり、全施設の約9割の施設はマニュアルを有していたが、マニュアルがない施設が6施設あった。そのうち2施設は建物がなく開けた公園等であるため施設の性格に鑑みて問題ないと考えられる。したがって、適切でないと考えられる施設は4施設(9%)である。

マニュアルを作成していない理由については、災害発生時の対応を口頭で説明しているため等の理由が見られたが、これらの理由によりマニュアルを作成していないことについて

ては疑問がある。

イ 対応マニュアルの内容

上記のアで対応マニュアル有りとしている 41 施設について、マニュアルの内容を調査したところ次のとおりであった。

【表 15】 対応マニュアルの内容 (施設、%)

施設区分	項目 事故・災害 予防	不審者対応	事故・災害 対応	連絡・報告 手順	組織・人員 配備・非常 連絡網	施設・設備 の点検・補 修
建物がある 施設	5 (12%)	5 (12%)	30 (73%)	9 (22%)	21 (51%)	3 (7%)
建物がない 施設	0 (0%)	0 (0%)	2 (5%)	0 (0%)	3 (7%)	1 (2%)
合 計	5 (12%)	5 (12%)	32 (78%)	9 (22%)	24 (59%)	4 (10%)

備考 1 表頭項目の施設数は回答に基づき監査委員事務局が分類して集計した。

備考 2 割合はマニュアルを有する 41 施設を分母として計算している。

備考 3 複数の内容を規定しているマニュアルがあるため、回答数と施設数は必ずしも一致しない。

表 15 のとおり、事故や災害が発生した際の対応に関する「事故・災害対応」は、全施設の約 8 割の施設でマニュアルに定めていた。一方で事故や災害の予防対策に関する「事故・災害予防」については約 1 割の施設でしかマニュアルに定めていない状況が見られた。

(4) 防災訓練等の状況について

ア 防災訓練等の状況

公の施設の防災訓練等の実施については、管財課運用通知において事前対策として訓練の実施、訓練結果を踏まえた改善等について定めている点等に見られるように、防災訓練等は災害時の利用者の安全性の確保において重要と考えられる。

そこで、防災訓練等の実施状況を調査したところ、次のとおりであった。

【表 16】 防災訓練等の実施の有無 (施設、%)

施設区分	項目	防災訓練 有	防災訓練 無	合 計
建物がある施設		40 (85%)	1 (2%)	41 (87%)
建物がない施設		1 (2%)	5 (11%)	6 (13%)
合 計		41 (87%)	6 (13%)	47 (100%)

表 16 のとおり、全施設の約 9 割の施設は防災訓練等を実施していたが、防災訓練等を実施していない施設が 6 施設あった。そのうち 3 施設は建物がなく開けた公園等であるため施設の性格に鑑みて問題ないと考えられる。したがって、適切でないと考えられる施設は 3 施設 (6%) である。

防災訓練等を実施していない理由については、不特定多数が来場し訓練の必要がないため、マニュアルを職員に周知し災害時の対応を確認しているため等の理由が見られたが、これらの理由により防災訓練等を実施していないことについては疑問がある。

なお、多くの施設が入居する複合施設内の公の施設が複合施設全体での訓練に加え独自の訓練も行っていた事例、停電のため利用者を施設外に退出させた際に防災訓練等の成果を活かして円滑に誘導できていた事例等が見られた。

イ 職員の安全管理関連研修の受講の状況

公の施設の安全管理関連研修等の職員教育については、消防庁ガイドラインにおいて消防計画に従業員の教育体制、従業員への地位・役割に応じた教育及びパートタイム従業員等の教育体制について記載することとされている点、管財課運用通知において事前対策として危機管理研修の実施について定めている点等に見られるように、施設職員が研修によって安全管理に関する知識を習得することは災害時の利用者の安全性の確保において重要と考えられる。

そこで、職員の安全管理に関連した研修の受講状況を調査したところ、次のとおりであった。

【表 17】 職員の安全管理関連研修の受講の有無 (施設、%)

施設区分	項目	受講 有	受講 無	合 計
	建物がある施設	35 (74%)	6 (13%)	41 (87%)
	建物がない施設	0 (0%)	6 (13%)	6 (13%)
	合 計	35 (74%)	12 (26%)	47 (100%)

表 17 のとおり、全施設の約 7 割の施設は職員に安全管理関連研修を受講させていたが、受講させていない施設が 12 施設あった。そのうち 2 施設は建物がなく開けた公園等であるため施設の性格に鑑みて問題ないと考えられる。したがって、適切でないと考えられるのは 10 施設 (21%) である。

職員に安全管理関連研修を受講させていない理由については、防災訓練等の際に災害対応を周知しているため、安全管理関連の研修がないため、不特定多数が来場するため、資格を要する業務は委託しているため等の理由が見られたが、これらの理由により安全管理関連研修を受講させていないことについては疑問がある。

(5) 安全管理状況の共有について

公の施設の指定管理者制度は多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するために有効であるが、施設の管理運営が所管室課等と指定管理者の二者で行われることから、両者の間で安全管理上の課題等が適切に共有されることが重要と考えられる。

そこで、ア及びイの項目について、安全管理状況の共有状況を調査した。

ア 現在感じている安全管理上の課題等

所管室課等と指定管理者の間の安全管理上の課題等の共有状況を調査するため、所管室課等と指定管理者の双方から現在感じている安全管理上の課題等を聴取した。課題は施設によって様々であることから、課題自体ではなく所管室課等と指定管理者の回答内容が一致しているかどうかに着目して集計したところ、次のとおりであった。

【表 18】 所管室課等と指定管理者が現在感じている安全管理上の課題の状況

(施設、%)

施設区分	項目	感じている課題がほぼ一致	感じている課題が相違	左のうち所管室課等が課題無し、指定管理者が課題有りと感じているもの	合計
建物がない施設	3 (7%)	1 (2%)	0 (0%)	4 (9%)	
合計	27 (63%)	16 (37%)	6 (14%)	43 (100%)	

備考 割合は指定管理者制度を採っていない施設を除く 43 施設を分母として計算している。

表 18 のとおり、全施設の約 6 割の施設は所管室課等と指定管理者とで感じている安全管理上の課題がほぼ一致していた。一方で感じている課題が相違している施設が約 4 割見られ、中には所管室課等が安全管理上の課題を「特になし」としている一方で指定管理者からは具体的な課題が回答された施設が 6 施設あり、これらの施設では安全管理状況が適切に共有されているのか疑問がある。

なお、両者が現在感じている安全管理上の課題の主なものは、施設設備の老朽化、天候不良時の施設利用の困難さ、防犯対策、野生動物対策、自然災害対策等であった。

イ 事故等が発生した場合の情報共有

上記アの他、全般的な所管室課等と指定管理者の間での情報共有の状況を調査した。

そのうち、事故等が発生した場合の情報共有について、指定管理者からの事故報告の提出、それに対する所管室課からの指導等は適切に行われていた一方で、いくつかの所管室課では事故に至らなかったものの事故に繋がっていてもおかしくなかった事案（以下「ヒヤリ・ハット事案」という。）について特段の情報収集を行っていない状況が見られ、全ての施設で安全管理状況が適切に共有されているのか疑問がある。

(6) 公の施設の安全管理に係る指定管理者制度の状況について

ア 施設所管室課等の「危機管理に関する事項」の記載状況

指定管理者制度を所管する総務部管財課では「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン」（以下「管財課ガイドライン」という。）及び管財課運用通知を定め、公の施設の指定管理に関する協定書に「危機管理に関する事項」を記載するよう求めるとともに、「危機管理に関する事項」の標準項目として「危機管理体制の構築」、「事前対策」、「応急対応」及び「事後対策」を定めている。

そこで、指定管理者制度を採っている公の施設の所管室課に対し所管施設の指定管理に関する協定書の「危機管理に関する事項」への標準項目の記載状況を調査したところ、次のとおりであった。

【表 19】「危機管理に関する事項」への標準項目の記載状況

(施設、%)

施設区分	項目	危機管理体制の構築	事前対策	応急対応	事後対策
建物がある施設		14 (33%)	32 (74%)	34 (79%)	13 (30%)
建物がない施設		2 (5%)	2 (5%)	3 (7%)	3 (7%)
合計		16 (37%)	34 (79%)	37 (86%)	16 (37%)

備考 表頭項目への該当数は回答に基づき監査委員事務局が分類して集計した。

表 19 のとおり、標準項目のうち「応急対応」について記載している施設が全施設の約 9 割、「事前対策」について記載している施設が約 8 割であった。一方で、「危機管理体制の構築」及び「事後対策」について記載している施設は約 4 割に留まっていた。このような状況で安全管理が十分なのか疑問がある。

イ 制度所管課の安全管理に係る取組状況等

上記アの他、指定管理者制度を所管する総務部管財課に対し、制度所管課としての公の施設の安全管理に係る取組状況について調査した。

(ア) 公の施設の安全管理に関する取組み

総務部管財課では、指定管理者制度を採っている公の施設の安全管理に係る取組みとして平成 16 年 7 月に管財課ガイドラインを策定するとともに、平成 24 年 9 月に管財課ガイドラインを改正して指定管理に係る協定書に「危機管理に関する事項」を記載するよう定める等の対応を行っている。

また、同課は、毎年度「指定管理者制度導入施設の管理運営に係る評価について」と題する通知を発出し所管室課等に対して公の施設の危機管理体制を評価させ、その結果を公表している。

(イ) 「危機管理に関する事項」の記載状況の把握

総務部管財課が指定管理に係る協定書への「危機管理に関する事項」の記載状況を把握しているのか調査したところ、同課は、記載状況を把握しており現在の規定で十分と考えると回答したが、記載状況は上記アのとおりであり現在のような状況で安全管理が十分なのか疑問がある。

第 3 監査意見

本県の県有施設においては震災津波を教訓として安全対策が進められているところであるが、震災津波以後も台風等の自然災害による大きな被害が発生しており、不特定多数の県民の利用に供される公の施設には利用者の安全性の確保と適切な管理が求められている。

また、本県では「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として、指定管理者制度の導入が進められてきた。

そこで、公の施設において利用者に対する安全対策が適切に講じられ、適切な安全管理体制の

下で施設運営が行われているか、指定管理者制度が導入されている施設については安全管理状況が所管室課等と指定管理者との間で共有されているか等を検証し、今後の適切な安全管理に資することを目的として行政監査を実施した。その結果について、以下のとおり意見を述べる。

1 全体の評価

公の施設の安全管理については、施設の性格に鑑みて問題ないと考えられる事例を含めおおむね適切に実施されているものと認められたが、一部の施設において検討を要する事項が見られた。

については、以下の意見に留意し、引き続き、利用者に係る安全対策等、公の施設の適切な安全管理に努められたい。

2 意見

(1) 公の施設の安全点検について

公の施設の安全点検については、全施設の約4割の施設がチェックシートを作成しておらず、中には日常点検を行っていない施設もあった。

安全点検については、国土交通省点検マニュアルにおいてチェックリスト形式の点検マニュアルを定めることとされていること等に見られるように、チェックシート等を用いて日常点検を行うことは利用者の安全性の確保に重要と考えられる。

日常点検を行っていない、又は、日常点検を行っているがチェックシート等を作成していない公の施設にあつては、チェックシート等による統一的な基準に基づいた点検の必要性について再検討し、利用者の安全性の確保に努める必要がある。

(2) 公の施設の利用者の安全対策について

ア 利用者の安全対策

公の施設の利用者の安全対策については、全施設の約1割の施設で備品等の転倒による被害発生防止対策が未対策、約5割の施設でガラス飛散防止対策が未対策、約1割の施設で扉の開閉方向が未確認であった。また、安全に関わる事案が発生したのに監視カメラが故障していた等の事例もあった。

これらの安全対策については、東京消防庁ハンドブックにおいて様々な安全対策が求められている点等に見られるように、所要の安全対策を講じることは利用者の安全性の確保に直結する事項と考えられる。

利用者の安全対策が未実施の事項がある公の施設にあつては、利用者の安全対策について再検討し、利用者の安全性の確保に努める必要がある。

イ 利用者数の把握

公の施設の利用者数については、全施設の約2割の施設でピーク日の利用者数を把握しておらず、中には利用者数、ピーク日の人数とも把握していない施設もあった。

利用者数の把握については、消防庁ガイドラインにおいて在館者の状況を常時確認することとされている点等に見られるように、利用者数の情報は災害時の利用者の安全性の確

保において重要な情報と考えられる。

利用者数、ピーク日の人数等を把握していない公の施設にあっては、災害時の利用者数等の情報の必要性について再検討し、利用者の安全性の確保に努める必要がある。

ウ 避難路

公の施設の避難路について、2施設が避難路を設定しておらず、また、避難路を設定しているものの職員に周知していない施設もあった。

避難路の設定と職員への周知については、管財課運用通知において避難誘導について定めている点等に見られるように、災害時の利用者の安全性の確保において重要と考えられる。

避難路を設定していない、又は、避難路を職員に周知していない公の施設にあっては、災害時の避難路を利用した避難誘導について再検討し、利用者の安全性の確保に努める必要がある。

(3) 災害発生時の対応マニュアルについて

公の施設で災害が発生した際の対応マニュアルについては、全施設の約1割の施設でマニュアルを作成していなかった。

災害発生時の対応マニュアルについては、管財課運用通知においてマニュアル整備について定めている点等に見られるように、災害時の利用者の安全性の確保の基本となる重要なものと考えられる。

対応マニュアルを作成していない公の施設にあっては、災害時の応急対策におけるマニュアルの必要性について再検討し、利用者の安全性の確保に努める必要がある。

(4) 防災訓練等の実施について

ア 防災訓練等の実施

公の施設の防災訓練等については、全施設の約1割の施設で防災訓練等を実施していなかった。

防災訓練等の実施については、管財課運用通知において訓練について定めている点等に見られるように、災害時の利用者の安全性の確保において重要と考えられる。

なお、防災訓練等の成果を停電時の利用者誘導に活かしていた事例も見られた。

防災訓練等を行っていない公の施設にあっては、災害の事前対策のほか災害以外の場面にも活かすことができる防災訓練等の必要性について再検討し、利用者の安全性の確保に努める必要がある。

イ 職員の安全管理関連研修受講

公の施設の職員の安全管理関連研修の受講については、全施設の約2割の施設で安全管理関連研修を受講させていなかった。

安全管理関連研修等の職員教育については、消防庁ガイドラインにおいて消防計画に従業員の教育体制について記載することとされている点等に見られるように、利用者の安全

性の確保において重要と考えられる。

職員に安全管理関連研修を受講させていない公の施設にあっては、安全管理関連研修の必要性について再検討し、利用者の安全性の確保に努める必要がある。

(5) 安全管理状況の共有について

指定管理者制度を採っている公の施設については、所管室課等と指定管理者の双方から現在感じている安全管理上の課題等を調査し比較したところ全施設の約4割の施設で感じている課題が相違しており、そのうち6施設では所管室課等が安全管理上の課題を「特になし」としている一方で指定管理者からは具体的な課題が回答されていた。

また、いくつかの所管室課等では、事故報告を提出させていたものの、事故に至らないヒヤリ・ハット事案について特段の情報収集を行っていない状況が見られた。

指定管理者制度は多様化する住民ニーズに対応するために有効であるが、施設の管理運営が所管室課等と指定管理者の二者で行われることから、両者の間での安全管理状況の適切な共有は重要と考えられる。

指定管理者制度を採っている公の施設にあっては、所管室課等と指定管理者との間での安全管理状況の適切な共有が図られるよう留意する必要がある。

(6) 「危機管理に関する事項」の記載について

指定管理者制度を採っている公の施設については、管財課運用通知で公の施設の指定管理に関する協定書に「危機管理に関する事項」を記載することが求められている。この「危機管理に関する事項」の標準項目の各施設での記載状況を調査したところ、標準項目のうち「危機管理体制の構築」及び「事後対策」について記載している施設が全施設の約4割に留まる等、必ずしも全ての施設で標準項目が網羅されていない状況が見られた。このことについて、総務部管財課では現在の規定で十分と考えるとの回答であった。

「危機管理に関する事項」の標準項目はあくまでも標準として示されており、また、必要な「危機管理に関する事項」は施設によって様々と考えられることから、指定管理者制度を採っている全ての施設が必ずしも全ての標準項目を網羅する必要はないものである。しかし、標準項目とされているにも関わらず全ての標準項目を網羅している施設が約4割に留まっていることが十分なのかは疑問がある。

総務部管財課は、管財課運用通知で定める「危機管理に関する事項」の標準項目の各施設での記載状況が適切なものとなるよう留意する必要がある。

また、指定管理者制度を採っている公の施設の所管室課等は、所管施設の「危機管理に関する事項」の記載状況が施設の態様に照らして適切なものとなるよう留意する必要がある。

【表20】「第2 監査の結果」-「2 監査の結果」全体の状況

No.	公の施設名	(1)安全点検の状況			(2)ア(ア)備品等の転倒等により利用者に被害が発生しないような対策			(2)ア(イ)扉等のガラス飛散防止対策			(2)ア(ウ)扉の開閉方向の確認			(2)ア(エ)キャビネット等からの重量物の落下防止対策			(2)ア(オ)その他の安全対策		(2)イ利用者数の把握			(2)ウ(ア)避難路設定の有無		(2)ウ(イ)避難路の職員への周知				
		チェックシート有	チェックシート無	チェックシート無	対策済	未対策	該当備品無	対策済	未対策	該当ガラス等無	確認済	未確認	該当扉無	対策済	未対策	該当重量物無	対策有	対策無	利用者数把握有	利用者数把握無	ピーク日の人数把握有	ピーク日の人数把握無	設定有	設定無	マニュアルで	職員会議で	防災訓練で	その他
1	県立総合防災センター	○			○			○			○			○			○		○			○		○		○		
2	平庭高原体験学習館(森のこだま館)			○			○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
3	平庭高原自然交流館(しらかばの湯)	○					○	○			○			○	○		○		○			○		○		○		
4	県公会堂	○					○		○					○	○		○		○			○		○		○		
5	県民会館	○			○			○		○			○			○		○		○		○		○		○		
6	県営屋内温水プール	○					○	○			○			○	○		○		○			○		○		○		
7	県勤労身体障がい者体育館		○				○	○		○			○			○		○		○		○		○		○		○
8	県営運動公園	○				○		○		○				○	○		○		○			○		○		○		
9	県営体育館	○			○		○	○		○			○			○		○		○		○		○		○		
10	県営武道館	○					○	○			○			○	○		○		○			○		○		○		
11	県営野球場	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
12	県営スケート場	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
13	御所湖広域公園(艇庫)	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
14	県民活動交流センター	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
15	いわてリハビリテーションセンター	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
16	県立福祉の里センター	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
17	県立視聴覚障がい者情報センター	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
18	ふれあいランド岩手	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
19	県立療育センター	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
20	いわて子どもの森	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
21	岩手産業文化センター		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
22	県立緑化センター		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
23	県民の森	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
24	県滝沢森林公園	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
25	県千貫石森林公園	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
26	県大窪山森林公園		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		○
27	県折爪岳森林公園		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
28	県立水産科学館		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
29	種市漁港海岸休養施設		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
30	農業ふれあい公園	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
31	花きセンター	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		○
32	県立花巻広域公園	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
33	県立御所湖広域公園	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
34	リアスハーバー宮古	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
35	宮古港フェリーターミナル		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
36	県立図書館(運営業務)		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
37	県立博物館		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
38	県立美術館	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
39	県立県南青少年の家		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
40	県立陸中海岸青少年の家	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
41	県立県北青少年の家		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
42	県営スキージャンプ場			○			○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
43	県立岩洞湖家族旅行村		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
44	種市漁港レクリエーション施設、駐車場及び漁港環境整備施設		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
45	県営内丸駐車場		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
46	内丸緑地	○					○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		
47	柳之御所史跡公園		○				○	○		○				○	○		○		○			○		○		○		

No.	公の施設名	(3)ア災害対応マニュアルの有無		(3)イ対応マニュアルの内容							(4)ア防災訓練等の実施の有無		(4)イ職員の安全管理研修の有無		(5)ア現在感じている安全管理上の課題等				(6)ア標準項目の記載状況			
		対応マニュアル有	対応マニュアル無	事故・災害予防	不審者対応	事故・災害対応	連絡・報告手順	連絡網	組織・人員配置・非常	施設・設備の点検・補修	防災訓練有	防災訓練無	受講有	受講無	一致している課題がほぼ	感じている課題が相違	題ありと感じているものの課題	左のうち所管室課等が指定管理者がの課題	危機管理体制の構築	事前対策	応急対応	事後対策
1	県立総合防災センター	○		○		○		○		○		○		○		○		○	○	○		
2	平庭高原体験学習館(森のこだま館)		○							○		○		○		○		○	○	○		
3	平庭高原自然交流館(しらかばの湯)	○						○		○		○		○		○		○	○	○		
4	県公会堂	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○	○	
5	県民会館	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
6	県営屋内温水プール	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
7	県勤労身体障がい者体育館	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
8	県営運動公園	○		○		○		○		○		○		○		○		○	○	○		
9	県営体育館	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
10	県営武道館	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
11	県営野球場	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
12	県営スケート場	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
13	御所湖広域公園(艇庫)	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
14	県民活動交流センター	○		○				○		○		○		○		○		○	○	○		
15	いわてリハビリテーションセンター	○		○				○		○		○		○		○		○	○	○		
16	県立福祉の里センター	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
17	県立視聴覚障がい者情報センター	○		○				○		○		○		○		○		○	○	○		
18	ふれあいランド岩手	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
19	県立療育センター	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
20	いわて子どもの森	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
21	岩手産業文化センター	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
22	県立緑化センター	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
23	県民の森	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
24	県滝沢森林公園	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
25	県千貫石森林公園	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
26	県大窪山森林公園		○			○		○		○		○		○		○		○	○	○		
27	県折爪岳森林公園		○			○		○		○		○		○		○		○	○	○		
28	県立水産科学館	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
29	種市漁港海岸休養施設	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
30	農業ふれあい公園	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
31	花きセンター	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
32	県立花巻広域公園	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
33	県立御所湖広域公園	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
34	リアスハーバー宮古	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
35	宮古港フェリーターミナル	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
36	県立図書館(運営業務)	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
37	県立博物館	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
38	県立美術館	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
39	県立県南青少年の家	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
40	県立陸中海岸青少年の家	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
41	県立県北青少年の家	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
42	県営スキージャンプ場	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
43	県立岩洞湖家族旅行村	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
44	種市漁港レクリエーション施設、駐車場及び漁港環境整備施設	○				○		○		○		○		○		○		○	○	○		
45	県営内丸駐車場		○							○		○		○		○						
46	内丸緑地		○							○		○		○		○						
47	柳之御所史跡公園		○							○		○		○		○						

【参考資料】

1 監査の結果(1)、意見(1) 公の施設の安全点検関係

(1) 建築物点検マニュアル (国土交通省)

1 目的

本マニュアルは、…国家機関の建築物及びその附帯施設…について行う点検の方法、留意事項等をまとめたものであり…

3 構成及び内容

(1) 全体構成

本マニュアルは、「保全の基準対応表」及び「点検マニュアル」で構成されている。

5 使用にあたっての留意事項

(3) 法定点検内容以外の点検内容等

法定点検対象物の法定点検内容以外の点検内容及び法定点検対象物以外の建築物等の点検内容についても、保全の基準に示す支障がない状態を確認するため、点検するものとする。

(2) 県公共施設等総合管理計画 (総務部管財課)

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4. 1. 2 県民利用施設

①点検・診断等の実施方針

- ・法定点検の対象施設については、引き続き確実に定期点検を実施するとともに、安全性の点検に加えて、耐久性、機能性の確認のために合理的な点検基準（マニュアル等）を整備し、法定点検対象外の施設についても、併せて統一的な基準の下で点検・確認に取り組む。

2 監査の結果(2)ア、意見(2)ア 公の施設の利用者の安全対策関係

家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック (東京消防庁)

はじめに

本ハンドブックは、…地震による室内の被害からご自身やご家族、職場における従業員や顧客を守るために必要な対策を紹介しています。

(抜粋)

2 安定の悪い家具は背中合わせに連結している。

6 O A機器は落下防止をしている。

9 ガラスには飛散防止フィルムを貼っている。

11 避難路に物を置いていない。

※家具類の転倒、移動により扉が開かなくなることへの注意もあり。

15 家具類の天板上に物を置いていない。

16 収納物がはみ出したり、重心が高くなっていない。

21 コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている。

3 監査の結果(2)イ、意見(2)イ 公の施設の利用者数の把握関係

大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン（総務省消防庁）

第2 具体的な消防計画の構成

1 総則的事項:消防計画の目的、適用範囲、管理権原

(1) 消防計画の目的等に関する事項

イ 消防計画の適用範囲（場所・人）

○従業員・利用者全てを含め、在館者全てを対象として消防計画を作成する。

2 予防的事項

(1) 共通的事項

カ 定員管理に関する事項

○在館者の状況について常時確認し、必要に応じて制限を行うことについて、その責任主体・実施方法を明確化しておく。

4 監査の結果(2)ウ、意見(2)ウ 避難路関係

公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインの運用について（総務部管財課）

【別紙】危機管理の標準項目

1 危機管理体制の構築

(2) 火災時の初期消火、避難誘導、消防又は警察等への通報、県への連絡等の役割分担の明確化

2 事前対策

(4) 危機対応マニュアルの整備

【危機対応マニュアルで想定される危機事案と対応】

地震：負傷者の救護、避難誘導、被害状況の確認、避難者の受入れ、帰宅困難者対応

火災：初期消火、消防署への通報、避難誘導、負傷者の救護

不審者の侵入：状況の把握（不審者の人数、危険物の所持、負傷者の有無等）、不審者の隔離又は利用者の避難誘導、警察への通報

利用者の負傷：負傷者の救護、症状の確認、救急車の出動要請

施設・設備のトラブル：原因の確認、使用禁止の措置、利用者への周知、業者への通報

3 応急対策

(1) 危機対応マニュアルに基づく行動

5 監査の結果(3)、意見(3) 災害発生時の対応マニュアル関係

公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインの運用について（総務部管財課）

【別紙】危機管理の標準項目

2 事前対策

(4) 危機対応マニュアルの整備

【危機対応マニュアルで想定される危機事案と対応】

地震：負傷者の救護、避難誘導、被害状況の確認、避難者の受入れ、帰宅困難者対応

火災：初期消火、消防署への通報、避難誘導、負傷者の救護

不審者の侵入：状況の把握（不審者の人数、危険物の所持、負傷者の有無等）、不審者の隔離又は利用者の避難誘導、警察への通報

利用者の負傷：負傷者の救護、症状の確認、救急車の出動要請

施設・設備のトラブル：原因の確認、使用禁止の措置、利用者への周知、業者への通報

3 応急対策

(1) 危機対応マニュアルに基づく行動

4 事後対策

(4) 危機対応の評価及び危機対応マニュアルの見直し

6 監査の結果(4)ア、意見(4)ア 防災訓練等関係

公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインの運用について（総務部管財課）

【別紙】危機管理の標準項目

2 事前対策

(2) 危機管理研修・訓練の実施、訓練結果を踏まえた改善

(3) 危機事案の対応に必要な物資・資機材の整備、定期的な点検、取扱いの習熟

7 監査の結果(4)イ、意見(4)イ 職員の安全管理関連研修受講関係

(1) 大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン（総務省消防庁）

第2 具体的な消防計画の構成

4 教育訓練

(1) 従業者等の教育

エ 従業員の教育

- 教育を受けた従業員教育担当者等による教育体制について記載する。
- 従業員への地位・役割に応じた教育について記載する。
- パートタイム従業員等の教育体制について記載する。

(2) 公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインの運用について（総務部管財課）

【別紙】危機管理の標準項目

2 事前対策

(2) 危機管理研修・訓練の実施、訓練結果を踏まえた改善

(3) 危機事案の対応に必要な物資・資機材の整備、定期的な点検、取扱いの習熟